

悪天候時における対応について

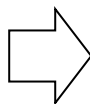
春温の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素は本市の教育にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨今、相次ぐ大雨や台風、竜巻など気候変動が激しくなっております。こうした気象状況及び子どもたちの安全を考え、悪天候時における学校の対応について下記のとおり対応しますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 令和元年度よりの変更点

【平成 30 年度】対象となる警報
「特別警報」「大雨警報及び洪水警報」
「暴風警報」



【令和元年度】より対象となる警報
「特別警報」「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」
「暴風警報」

※それぞれ単独の発表で下記の対応となります。

※今後、**放課後児童クラブも同様の対応**とします。よろしく申し上げます。

2 通常授業の場合

- (1) **登校する以前**に「特別警報」「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」「暴風警報」が発表されている場合
 - ア 午前 7 時までに発令中の上記警報が解除された場合は、平常どおりとします。
 - イ 午前 7 時より後で**午前 11 時**までに解除された場合は、解除 1 時間後より授業を開始します。
（午前 11 時解除を含む）
 - ウ **午前 11 時**より後に解除された場合は、休業とします。
- (2) **登校後**に「特別警報」が発表された場合
学校で待機させることを原則とし、諸状況を判断して、保護者への児童生徒引き渡しを行います。
- (3) **登校後**に「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」「暴風警報」が発表された場合
 - ア 児童生徒を安全に帰宅させようと認めた場合、授業を中止して、速やかに下校させます。
 - イ 児童生徒の安全な帰宅が困難であると認められた場合、学校で待機させ、保護者への児童生徒引き渡しを行います。
 - ウ 児童生徒を安全に帰宅させようと認められるまで学校で待機させます。

3 午前授業の場合

通常授業、上記(1)イ・ウの「11時」を「8時」と読み替えてください。

4 留意点

- ・ 「特別警報」とは、これまでにない危険が迫っていることを知らせるものであり、これが発表された場合に、ただちに身を守る行動をとる必要があります。
- ・ 「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」「暴風警報」が発表されていなくても、気象情報や河川の状況等を考慮して休校、早退及び自宅待機の決定を行うことがあります。
- ・ 「雷」や「突風（竜巻）」、道路や橋等の破損、自家の被害が著しい場合は、保護者の判断で安全が確保されるまで自宅待機させることや、登校させなくてもよいこととします。
- ・ 下校に際しては、給食を食べずに下校することもあります。
- ・ 下校時間、下校方法については、各学校の緊急メールで連絡します。
- ・ 平成 22 年以降「岐阜・西濃地方」から「瑞穂市」と発表区域が変更されているので注意してください。